



令和7年度 東浦町保育園等 入園のご案内



令和6年8月 東浦町役場 児童課
東浦町大字緒川字政所20番地
TEL0562-83-3111 (代) 内線142・143



東浦町保育園入園にあたって

1 「支給認定制度」について

保育園、認定こども園を利用するには、保育を必要とする事由の「保育認定」または教育を受ける事由の「教育標準認定」を受ける必要があります。

さらに、保育認定には就労時間等により「標準時間保育」と「短時間保育」があり、保育の必要量に違いがあります。

認定区分		対象となる子ども	生年月日
1号認定	教育標準認定	満3歳以上の就学前子ども (保護者の就労状況等は関係ありません。)	平成31年4月2日～ 令和4年4月1日
2号認定	保育認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	平成31年4月2日～ 令和4年4月1日
3号認定		満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	令和4年4月2日～ 令和7年4月1日
保育の必要量		内容	
保育認定	標準時間保育	保護者の就労時間等が月120時間以上の場合 利用可能時間：8時～19時（11時間まで利用可能）	
	短時間保育	保護者の就労時間等が月60時間以上120時間未満の場合 利用可能時間：8時～16時（8時間まで利用可能）	

2 支給認定証に係る注意点

- ①支給認定証は、**大切に保管してください。**
- ②紛失または汚損した場合は園に申し出てください。
- ③認定要件の変更、要件消滅による退園及び町外転出の場合は認定証の返却が必要となりますので、園に返却してください。



（夢ハウスめどっこ保育園、あしたがすき保育園、東ヶ丘幼稚園の早朝・延長保育については施設にお問い合わせください。）

7時半 8時 15時 19時

※プログラム時間については、P 3をご覧ください。

7時半 8時 19時

※保護者の就労時間に応じて、早朝・延長保育をご利用いただけます。

7時半 8時 16時 17時 18時 19時

※保護者の就労時間に応じて、早朝・延長保育をご利用いただけます。

令和7年度 東浦町立保育園の保育時間と保育日課（概要）

保育園は、家庭保育が困難な児童の保育を行う施設と同時に、小学校生活に繋がる集団生活の場、社会性を育成する役割を担っています。東浦町では、幼稚園が少ないことから、保育士の確保ができクラスに余裕がある場合に限り、3歳以上児は保護者の就労の有無などに関わらず入園を受け入れており、実質的に保育園と幼稚園が統合された状態となっています。

幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を養う時期であることを踏まえ、東浦町では「子育て」の視点に立った保育時間と保育日課に見直し、保育運営をしています。

●保育時間・保育日課

- ① 集団活動や課題活動、自発的な遊びなど教育面を重視した核となる時間（コアタイム）を教育認定児、保育認定児共通して設定し、その前後は、保護者の就労等世帯状況に応じた保育を行う保育日課（デイリープログラム）を導入しています。
- ② 子どもの心身の負担、家庭と保育園の役割、実際の保育の展開と効果を考慮して、通常保育の基本的な降園時間を午後3時としています。
- ③ 初めての集団生活と長時間の保育に慣れていない3歳児については、ならし保育として4月から5月のおおむね2週間（令和7年度は5月9日（金））までの間、午後1時までの短縮保育をします（保護者の就労等により保育が必要な保育認定児は、午後1時以降の保育を実施します）。
- ④ 土曜日保育を、午後6時までの指定園で実施しています。
午前7時30分から午後6時まで：緒川保育園・石浜保育園
- ⑤ 祝日保育を午前7時30分から午後6時まで緒川保育園で行っています。

保育日課（デイリープログラム）

ならし保育期間			ならし保育期間終了後～3月			4・5歳児 4月～3月			
4月～5月のおおむね2週間			3歳児						
保育認定児			教育認定児			保育認定児			
時間			時間			時間			
早朝保育	7:30		早朝保育	7:30		早朝保育	7:30		
登園	8:00		登園	8:00		登園	8:00		
(～9:00)	8:30	登園	(～9:00)	8:30	登園	(～9:00)	8:30	登園	
		(～9:00)			(～9:00)			(～9:00)	
自由遊び			自由遊び			自由遊び			
9:45			9:45			9:45			
朝のつどい			朝のつどい			朝のつどい			
10:00			10:00			10:00			
主活動			主活動			主活動			
(課題活動・一斉活動・自主活動等)			(課題活動・一斉活動・自主活動等)			(課題活動・一斉活動・自主活動等)			
11:30			11:30			11:30			
給食準備(手洗い・うがい)			給食準備(手洗い・うがい)			給食準備(手洗い・うがい)			
12:00			12:00			12:00			
給食			給食			給食			
13:00			13:00			13:00			
昼寝(休息)			自発的な遊び			自発的な活動			
			(園児自ら選び生み出す遊び)			(園児自ら選び生み出す遊び)			
						※夏季:昼寝			
おやつ			おやつ			おやつ			
14:30			14:30			14:30			
降園			降園			降園			
15:00			15:00			15:00			
(15時を基本とし、就労時間等により16時まで)			(15時を基本とし、就労時間等により16時まで)			(15時を基本とし、就労時間等により16時まで)			
延長保育			延長保育			延長保育			
16:00～			16:00～			16:00～			
(有料／家庭的な雰囲気重視)			(有料／家庭的な雰囲気重視)			(有料／家庭的な雰囲気重視)			
順次降園			順次降園			順次降園			
18:00			18:00			18:00			
(19:00)			(19:00)			(19:00)			

コアタイムとは、3歳以上児全員が参加する時間帯で、保育園生活の核となる時間です。家庭ではできない集団生活や課題活動、遊びを通して興味のあることを見つけ、友達と一緒に取り組むなど、物事への関心や集中力を高めるとともに、社会性を育成することを重視します。

●公立保育園の保育に関するQ&A



Q 1 保育認定児で申し込んだ場合、認定証の発行があれば、入園も確実なのですか。

A 1 あくまでも保育の必要性の認定であるため、必ずしも入園できるとは限りません。入園の基準を満たし、かつ、定員の状況により入園の決定がなされます。

Q 2 3歳児と5歳児を教育認定児で入園させたいのですが、3歳児のならし保育期間は13時と15時の2回、お迎えに行かなければならないのですか。

A 2 保育時間の見直しは、子どもの発達状況を考えたものです。特に3歳児は新入園のお子さんが大多数で、心身の負担が大きいことから、ならし保育として4月から5月のおおむね2週間まで短縮保育を導入しました。午後2回のお迎えが難しいようであれば、上のお子さんと一緒に13時に降園することもできます。4、5歳児でもこの間は、クラスや担任が替わり不安の多い時期です。

Q 3 3歳児は、ならし保育期間中は13時の降園となりますが、用事があるときは15時まで預かってもらえるのですか。

A 3 保護者の病気や学校の授業参観など、一緒に過ごすことや連れて行くことが難しい場合は、申し出によりお預かりします。

Q 4 土曜日保育や祝日保育を利用する場合は、その日だけ指定園へ連れていけばよいのですか。

A 4 そのとおりです。

Q 5 現在、東浦町外に住んでいます。いつまでに転入すれば良いのですか。

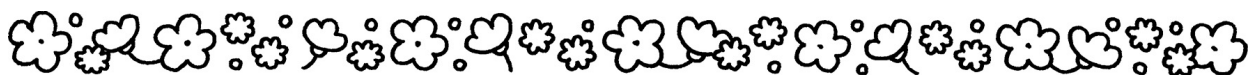
A 5 令和7年4月1日（育児休業明けで入園希望の方は、入園月の1日）までに住民票を東浦町へ移し、かつ、生活の実態も東浦町に置くことが必要です。
同日までの転入が確認できない場合は、入園を取り消す場合があります。

Q 6 育児休業明けで年度途中での入園を考えています。4月1日入園を希望した方が優先的に案内してもらえるのですか。

A 6 4月1日に入園される方も育児休業明けで入園される方も同じように選考させていただくため、優先度に違いはありません。

Q 7 子どもが集団生活に入るにあたり、心配なことがあるのですが相談できますか。

A 7 お子さんの成長、健康面等でご心配の方については、保育園または児童課へ気軽にご相談ください。



令和7年度 保育園等入園手続き

1. 入園対象児童・保育時間

(1) 対象児童

- 保育認定児：保護者の仕事などのために家庭で保育ができない生後6か月以上の児童
※ 保育認定の基準・・・「**保育の実施基準**」(P12, 13)に該当する児童です。
- 教育認定児：満3歳以上(令和7年4月1日現在)の保育認定児以外の児童
※ 教育認定児の東ヶ丘幼稚園希望者については、東ヶ丘幼稚園にお問い合わせください。

(2) 保育時間等(公立保育園)

- 通常 平日：午前8時～午後3時(教育標準時間)
午前8時～午後4時(保育短時間)、午前8時～午後7時(保育標準時間)
土曜日：午前8時～午後6時
※平日の降園時間は、午後3時を基本として、保護者の就労状況等に応じて午後4時までです。
※3歳児の降園時間は、4月から5月のおおむね2週間(令和7年度は5月9日(金))までは午後1時です(保護者の就労等により保育が必要な保育認定児は、午後1時以降の保育を実施します。)
 - 特別保育 特別保育として保育認定児には、早朝・延長保育、祝日保育を行います。必要な場合は別途申込みと祝日保育料の負担が必要です(保育料が無料の場合でも祝日保育料の負担が必要。)
- 【注意】各保育園等の受入れ年齢や保育時間等は、「**保育園等一覧**」(P17)のとおりです。家庭状況に応じた保育園等をお選びください。

2. 申込書配布・提出

- 第1回～第3回の申込書配布・提出期間あり(在園児は、在籍保育園(公立・私立)で配布、提出)。
 - 3歳未満児で求職を理由とする方への申込書配布・提出の期間は第3回の日程のみとなります。
 - 育児休業後に入園の方(令和7年4月1日以降)
 - ・ 令和8年3月31日までに(めどっこ保育園は令和7年6月30日までに)育児休業明けで入園希望の方は、第1回受付から提出することができます。
 - ・ 途中入所の場合、育児休業の復帰日から入園できます。
 - ・ 0～2歳児の育児休業明け予約入所の場合のみ、復職日の最大2週間前からならし保育を希望できます。ならし保育の実施期間は令和7年4月1日以降とし、土曜日、祝日等は利用できません。(要申請「ならし保育申込書」提出、要保育料・要保護者会費等)
 - ・ 出生前の児童の入所申込みも可能です(育児休業明けの場合に限る。)
- 【注意】申込み後、住所、世帯員及び勤務先等の変更があった場合や入園の取り止め、希望保育園の変更をしたいときは、必ず役場児童課まで申し出てください。

●第1回申込書配布・提出日程(保育認定児及び年中・年長の教育認定児のみ)

- ◎原則、第1希望の園の日程で書類の受け取り、提出を行ってください。都合がつかない場合は、他の日程または予備日でお越しください。なお、一回の申込みで第1～3希望の園の申込みが可能です。

入園先は選考により決定するため、配布順や提出順とは関係ありません。

	園 名	電話番号 [0562]	申込書配布 場所 役場西会議室	申込書提出 場所 役場西会議室	時間
公 立	森岡保育園	83-2463	9月2日(月)	10月17日(木)	9:00～10:30
	森岡西保育園	83-7733	8月30日(金)※	10月16日(水)※	幼児 9:00～10:30 乳児 10:30～12:00
	緒川保育園	83-2325	8月29日(木)	10月18日(金)	幼児 9:00～10:30 乳児 10:30～12:00
	緒川新田保育園	34-2563	8月29日(木)	10月18日(金)	13:00～14:30
	石浜保育園	83-1100	9月2日(月)	10月17日(木)	乳児 13:00～14:30 幼児 14:30～16:00
	石浜西保育園	83-6612	8月30日(金)※	10月16日(水)※	13:00～14:30
	生路保育園	83-2367	9月2日(月)	10月17日(木)	10:30～12:00
	藤江保育園	83-2464	8月29日(木)	10月18日(金)	14:30～16:00
	夢ハウスめどっこ保育園	85-1660	8月30日(金)※	10月16日(水)※	14:30～16:00
私 立	あしたがすき保育園	57-7779			
	幼保連携型認定こども園 東ヶ丘幼稚園	83-6465			
	役場 児童課(予備日)	83-3111(代)	9月4日(水)※	10月30日(水)※	9:00～19:00
			9月5日(木)	10月31日(木)	9:00～17:00

※の日程については19:00まで時間を延長して対応します。どの園をご希望の方でもお越しください。
※8月30日(金)17:15以降は、役場西側駐車場を利用し、西会議室に直接お越しください。

●第2回申込書配布・提出日程

実施方法等、詳細は12月上旬までに町ホームページ及び別紙(児童課窓口で配布)でお知らせします。

●第3回申込書配布・提出日程

実施方法等、詳細を決定し次第、町ホームページ及び別紙(児童課窓口で配布)でお知らせします。

※3歳未満児で求職を理由とする入園希望の方への申込書配布と提出の期間は第3回のみです。

3. 入園希望者が定員を超えた場合について

めどっこ保育園、あしたがすき保育園、東ヶ丘幼稚園を第1希望にされた方はその可否について、役場又は各施設からご連絡します。

第1希望園の入園希望者が年齢別クラスの定員を超えた場合は、11月中旬に児童課から連絡します。

(1) 他の園に空きがある場合

定員に空きのある園等に入園していただくことになります。児童課より打診させていただいたのち、早急にご回答をいただくこととなりますので、事前にご家族内でご検討ください。

(2) 他の園にも空きがない場合

空きを待つ意思表示があった場合は、保育実施基準の内容により、優先度の高い園児から入園を決定します。

4. 申込み後の日程等(公立保育園)

(1) プレ保育

入園候補になった3歳以上児を対象に、令和6年11月11日(月)に各園でプレ保育を行います。

なお、都合がつかない場合は各自で11月以降に園へ連絡してください。

(2) 親子面接

令和6年12月11日(水)：全保育園 3歳未満児が午前、3歳以上児が午後を予定しています。

※3歳未満児と3歳以上児のきょうだい入所の場合は、3歳以上児の時間帯で面接を行います。

※7月1日以降に育児休業明けで入園の3歳未満児は、入園の1か月程前に面接を行いますので、入園の2か月程前に園に連絡をし、予約をしてください(入園説明会は下記の日程でご参加ください)。

※令和6年度在籍の2歳児で、令和7年度に3歳児で転園する園児については転園先の園で実施。

(3) 入園説明会

令和7年2月7日(金)：全保育園

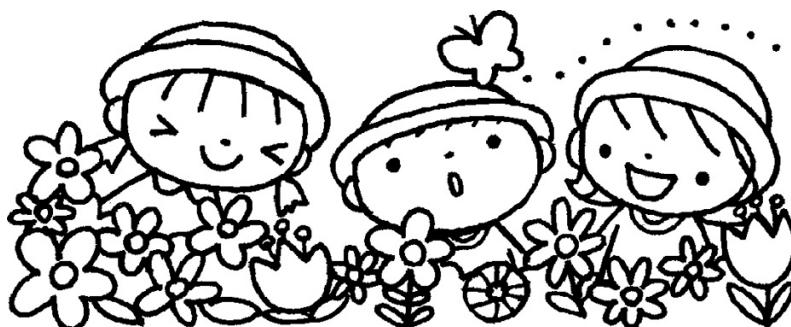
詳細については、親子面接後にお手紙にてお知らせします。

※きょうだいで別の園に通園することになった場合は、年齢が上の園児の説明会に参加してください。なお、下の園児の説明は2月7日以降に通園予定の保育園と日程調整を行い、説明を受けてください。

※令和6年度在籍の園児で、令和7年度に転園する園児については転園先の園に参加してください。

※保育園入所承諾書・保育の支給認定証は、入園説明会でお渡しする予定です。

※保育料決定通知書は、新入園児、在園児ともに4月中旬までにお渡しする予定です。



5. 入園申し込みに必要な書類等

※口座登録をされる方は、認印及び銀行印をご持参ください。

申込書に次の必要書類を添えて提出してください。世帯状況等によって、必要となる書類が異なりますので、自己確認欄でチェックし、間違いのないようにしてください。なお、消えるボールペン、鉛筆、修正液を使用した書類は無効となります。

めどっこ保育園、東ヶ丘幼稚園希望者は★印、あしがすき保育園は◎印の書類のみ提出

(1) 教育認定児・保育認定児共通書類

	提出書類	提出が必要な方	自己確認
(1) ★◎	保育所入所申込書（記入例 P. 20）	入園希望者全員	
(2)	日本スポーツ振興センターへの加入同意書	新入園児は全員	
(3) ★◎	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（記入例 P. 19）	新入園児は全員	
(4) ◎	保育時間調査書兼 早朝・延長・土曜日保育申込書	入園希望者全員	

(2) 保育認定児の場合に提出する書類

	提出書類	提出が必要な方	自己確認
該当する場合に提出	(1) ★◎ 「保育の実施基準」の提出書類 ※提出書類については、P. 12, 13 参照	保育認定児として入園を希望する者	
	(2) ★◎ ならし保育申込書	育休明け入所でならし保育希望の0～2歳児 ※ならし保育期間も日割りで保育料、月額で保護者会費等が発生します	
	(3) ◎ 口座振替依頼書（記入例 P. 23）	保育認定児として入園を希望する者 （在園児は口座変更する方） ※口座名義人の確認のため、外国人の方は通帳をお持ちください。	
	(4) ★◎ 保育所使用料減免申請書	18歳未満の児童を3人以上養育している場合で3人目以降の3歳未満児が入園を希望する者	

(3) 世帯状況により提出が必要となる書類（教育認定児・保育認定児）

	提出書類	提出が必要な方	自己確認
該当する場合に提出	(1) ★◎ マイナンバー利用同意書 または 課税資料等・課税資料貼付票	令和6年1月2日以降に町に転入した方。 欄外の【注意】を参照し提出してください。 ※在園児又は兄弟が在園児で既に提出した場合は、不要	
	(2) ★◎ 園児住所確認票	転入予定で申込をする方	
	(3) ★◎ 世帯状況届出書	生活保護、ひとり親、在宅障害児（者）がいる世帯または遠方に生計を一にする被監護者（子ども等）がいる世帯	
他	(4) 保育園又は児童課が指定する必要な書類	必要がある方	

【注意】令和6年1月2日以降に東浦町に転入した方（予定を含む）は、次の証明等を提出してください。

ア 令和7年1月1日までに東浦町に転入（予定）された方は、次の①または②を提出してください。

イ 令和7年1月2日以降に東浦町に転入（予定）された方は、①または②と③（※）を提出してください。

（③について、発行以前に保育園等の申し込みをされた方は発行後に提出していただきます。）

① マイナンバー利用同意書

② 令和6年度市町村民税課税通知書（写し）、令和6年度市町村民税県民税課税証明書のいずれか

③ 令和7年度市町村民税課税通知書（写し）、令和7年度市町村民税県民税課税証明書のいずれか

ウ 海外からの転入により、日本の課税情報がない方はご相談ください。

※ 通知書等のコピーは受付場所ではしませんので、事前にご用意ください。

※ 証明等の提出がない場合は受け付けできません。

6. 保育料

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」の実施により、3歳以上児の教育・保育の保育料は無償化になりました。

ただし、祝日保育料、短時間認定児における延長保育料等は有料になります。

3歳未満児の保育料は、児童と同居する扶養義務者（父母、又は祖父母）の課税状況により、児童の年齢に応じて階層別に決定します。詳細は、お問い合わせください。

※保育料徴収基準額表等についてはP.18を参照してください。

※令和7年4月から8月分までの保育料については、令和6年度の市町村民税の状況等に基づき決定します。9月分以降の保育料は、令和7年度の市町村民税の状況等に基づき決定し、9月からの保育料が変わる方には保育料変更通知書をお渡しします。

7. 保育料の軽減（3歳未満児が対象）

兄弟姉妹の同時入所の軽減以外に次の軽減があります。軽減は、手続きがあった翌月以降から対象となります。手続きが遅れた場合、遅れた月分の保育料については減額対象とはなりませんのでご注意ください。

（1） 兄弟が保育園以外の施設に通園・利用している場合の軽減

就学前の兄弟が認可園以外の施設に通園・利用している場合、保育園に入園する児童が軽減の対象となる場合があります。

◎認可園以外の施設 幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所、児童心理治療施設通所部、医療型児童発達支援事業所、家庭的保育事業、企業主導型保育事業 等

●手続きには次のアとイの書類を提出してください。

提出書類 ア「保育園児の兄弟が認可園以外の施設に通園・利用している申出書」
イ児童が在籍している施設の「在園・利用証明書」（4月に上記施設に入園・利用予定の方については、その施設から発行される「入園・利用通知書」の写し等）

（2） 第三子以降保育料の軽減

保護者が18歳未満の児童を3人以上養育している場合で、3人目以降の3歳未満児が保育園等に入園しているときは、その園児の保育料は無料となります。

具体的には、次のアからウの条件の全てに当てはまる園児が対象になります。

ア 入園年度の4月1日時点で3歳未満児である。
イ 18歳未満（4月1日時点）の兄弟姉妹が3人以上いて、生計を同一にしている。
ウ 入園園児の年齢が上から数えて3人目以降である。

提出書類「保育所使用料減免申請書（第三子保育料無料化用）」

（3） 多子世帯及びひとり親世帯等に係る保育料の軽減

多子世帯で保育料の階層が5階層の一部（ひとり親世帯等は6階層の一部）までの場合、保育料の軽減となる場合があります。

提出書類「世帯状況届出書」



8. 延長保育、土曜日保育、祝日保育について（公立保育園）

（1） 延長保育

通常保育時間は午前8時から午後3時までですが、保育認定児の場合は保護者の仕事や勤務形態等により、さらに保育が必要な場合、早朝は午前7時30分から、午後は3時から7時までの保育を実施しています。

○利用申込み

当初の申込みは、入園申込み時に「保育時間調査書兼早朝・延長・土曜日保育申込書」に記入してください。その後、延長保育の取り消しや利用時間等の変更をする場合は、前月20日までに各園に届け出てください。（届け出がない場合、延長保育を利用しなかった場合も原則前月と同様の金額を納めていただきます。）

また、新たに延長保育が必要になった方は、前月の20日までに、各保育園へ申し込んでください。なお、申し込みの時期によっては職員の確保ができるまでは延長保育の利用開始をお待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

○利用料

保育料と一緒に、月末に口座から引き落とされます。（口座登録のない方は、納入通知書をお渡ししますので期日までに必ず納めてください。）

(2) 土曜日保育

土曜日保育の利用は、保護者のいずれもが仕事等のため、家庭で保育ができない日のみに限ります。土曜日が祝日と重なった場合は、祝日保育となります。

○利用申込み

延長保育と同様ですが、給食の関係で各保育園から翌月の予定を月末に確認します。

○利用料

保育料及び延長保育料に含みます。

(3) 祝日保育

祝日保育（振替日も含む）の利用は、保護者のいずれもが仕事等のため、家庭で保育ができない日のみに限ります。弁当持参となります。

なお、ゴールデンウィーク（4月29日、5月3日～6日）と年末年始（12月29日～1月3日）は実施しません。

○利用申込み

入園後に利用を申し出ていただきます。

○利用料

祝日保育後に現金で納付してください。

※短時間認定、標準時間認定に関わらず利用料が発生します。



【注意】

※公立保育園在籍園児の土曜日・祝日保育は、その日だけ指定園へ通うことになります。（土曜日保育は、緒川又は石浜保育園。祝日保育は緒川保育園。）

※延長保育や土曜日・祝日保育は、必要な日、時間のみの利用に限ります。保護者のうち一人でも「仕事が休み」、「早く終わった」等の場合は、利用できません。

※利用料が滞納となった場合は、利用を中止させていただきます。

◇◇注意事項 ◇◇

●入園に係る書類の提出について

- ・ 年度途中で入園を希望される方は、入園する前の月の20日までに必要書類をすべて揃えて児童課へ提出してください。公立園入園の場合、書類を提出後に保育園で親子面接を実施します。親子面接が終了後、入園の審査を行い、後日保育園入所承諾書等で入所のお知らせをします。
- ・ 入園後、「保育認定児」と「教育認定児」、保育認定児における「標準時間認定」と「短時間認定」に変更が生じる方は、前月の20日までに必要書類をすべて揃えて園に提出してください。届出の翌月から変更することができます。

●指定期日までに書類提出がない場合（連絡のとれない場合など）

- ・ 入所申込書に必要な書類が期日までに提出されない場合は、受付（入所）できません。
- ・ 税額を証明する書類が提出されない場合は、保育料が高くなる場合があります。
- ・ 保育料決定後、世帯構成及び住民税額等に変更がある場合は保育料を算定しなおします。世帯構成等に変更があった場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月から適用し、税額等に変更があった場合は年度当初もしくは9月算定時に遡って適用します。当年度分の階層変更申請については、当年度末までに申請があった場合のみ適用します。

●疾病等による入園について

疾病等の場合、その状態及び期間等の要件によっては、入園できないことがあります。この場合は、一時的保育（緊急）をご利用ください。

●入園後の家族状況の変動について

入園後に世帯構成、保育要件及び税額が変わった場合は、必ず園又は児童課へお申し出ください。在園及び保育料に影響します(離婚・結婚、祖父母との同居・別居、仕事の退職・休職、保育料算定者の税額変更等)。

●入園後について

保育認定児の登園日数が月の半数に満たない場合は、教育認定児への変更や3歳未満児については退園となります。保育が必要な場合は、一時的保育をご利用ください。

●同居の保護者・扶養義務者について

同居とは・・・

住民票上の世帯ではなく、地番及び集合住宅で部屋番号が同一の者を同居とします。

ただし、同一・隣接敷地の別棟及び二世帯住宅に居住し、玄関・台所・トイレ・風呂・住民票等が別であり、かつ光熱費の支払いが別の者は同居としません。

●退園について

保育認定を満たさなくなった3歳未満児の場合や町外へ転出をした場合は、退園の扱いとなります。町内転居等のために通園が困難になる場合は、各園にお申し出ください。

●所得の申告について

自営業や年途中で就職又は退職した方や、家族の扶養になっていない方は、所得の申告をしておいてください。年間の所得が不明の方は、保育料が高くなる場合があります。

●過去に保育料等の未納がある場合について

児童課に連絡を取り早急に納付をお願いします。



●夢ハウスめどっこ保育園の地域枠の募集を行います。

夢ハウスめどっこ保育園は、子どもたち一人ひとりの個性を大切にしています。定員 19 名の小規模保育の特徴を生かし、家庭的な雰囲気の中でのびのびと過ごしています。また、併設する介護施設の利用者様、入居者様とふれあい、思いやりの気持ちを大切に育んでいます。

【保育理念】その子らしく、素直に、のびのび育つ保育

【取り組み】・アプリを使い、子どもたちの様子を動画で配信しています。

・インターネットで写真販売を行っています。

- 1 定員 地域枠5名(生後 57 日目～2歳児) ※在園児の申込み状況で利用できる人数は変化します。
- 2 申込方法 東浦町役場児童課までお問い合わせください。 ※ご見学はいつでも受け付けております。
- 3 保育料 保育料は町保育園と同じです。延長保育料その他実費負担があります。
- 4 保育時間 17 ページの保育時間をご確認ください。

※早朝保育及び祝日保育はありません。

また、町保育園の祝日保育の利用もできません。

※0歳児は生後 57 日目から受け入れ可能です。

5 問い合わせ先

(1)入所の申込みに関すること

東浦町役場児童課 TEL0562-83-3111

(2)保育内容に関すること

夢ハウスめどっこ保育園 TEL0562-85-1660



●社会福祉法人 太陽 あしがすき保育園

- あしがすき保育園 保育方針
・子どもの大きくなろうとする力を信じ、一人一人の子が、その子らしく過ごすことができるように、子どもにとって最もふさわしい生活の場をみんなで創り出す。
- 保育料 東浦町立保育園と同じです。ただし、延長保育料、給食費などその他実費負担がありますので、詳細は園にお問い合わせください。
※保護者の就労時間が月 120 時間以上である場合及びそのほか標準時間認定が選択可能な認定要件の場合は、標準時間認定を選択していただき、標準時間認定の保育料を徴収します。
- 給食 3大アレルギー(卵・乳・小麦)を除いた給食を実施しています。
- 申し込み方法 東浦町役場児童課までお問い合わせください。
- 保育時間
平日 7:30～19:00、土曜日 7:30～18:00(祝日保育は実施していません。)
- 問い合わせ先
・あしがすき保育園
TEL 0562-57-7779
・東浦町役場 児童課
TEL 0562-83-3111



●幼保連携型認定こども園 学校法人 東ヶ丘学園 東ヶ丘幼稚園

幼稚園と保育園の特徴を併せ持つ、東浦町で唯一の認定こども園です。

- 教育方針
明るく元気な子 ・思いやりのある子 ・最後まで頑張る子
- 費用
教育費や保育料は町立保育園と同じです。
延長保育料、給食費などその他実費負担があります。
- 保育時間内教室
・リミック教室 ・体育教室 ・英会話教室 ・絵画教室
- 課外活動 (別途月謝が必要です)
・水泳教室・英語教室・学習教室・体育教室
- 給食
園内の給食室でスチームコンベクションオーブンを使ったおいしい給食、ヨーグルト、ゼリー、プリン、杏仁豆腐等手作りデザート等をお出しします。
- 送迎バス
1号認定、2号認定のお子さんがご利用できます。(バス運営協力費 3,500 円/月が必要です。)
- 問い合わせ先
(1)入所申込みに関すること
・1号認定児 東ヶ丘幼稚園 TEL 0562-83-6465
・2・3号認定児 東浦町役場児童課 TEL 0562-83-3111
(2)保育内容、延長保育料、その他徴収金に関すること
・東ヶ丘幼稚園
- 開園時間 ※利用できる時間は『保育の必要量』により異なります。



区分		1号認定	2号認定	3号認定
内容		幼稚園の教育時間を希望される3～5歳のお子さん	保護者の方が就労されている3～5歳のお子さん	保護者の方が就労されている0～2歳のお子さん
開園時間	平日	10:00～14:30 (預かり～16:30)	7:30～18:30	7:30～18:30
	土曜日	休園	7:30～16:30	7:30～16:30

保育認定児の入所基準

※書類を提出していただく方

父親／母親／同居の祖母（Ｒ７．４．１現在で 65 歳未満）【注意】

入園基準は次のとおりです。本基準の労働とは、労働者が労務の対価として賃金(通貨)を支払われている場合に限ります。また、愛知県の最低賃金は時間給 1,027 円(令和5年 10 月1日改正)となっていますので参考にしてください。なお、提出していただいた内容を調査するために雇用先等に連絡する場合があります。

就労実態等が提出書類と相違した場合は、保育所の入所を取り消す場合があります。

疾病等の理由で入所期限が定められる場合は、改めて書類等を提出いただく場合があります。

【注意】65 歳未満(Ｒ7.4.1現在)の祖母が同居の場合、優先度の調整を行うため、下記に該当する場合は必要書類をご提出ください(乳児のみ)。

形態	入 所 基 準	提 出 書 類 ※保育園・児童課ではコピーは行いません。
就 労	児童の父または母が家庭外または家庭内で仕事をすることを常態としている。 ※家庭内の仕事については、家事を除く。 【3歳未満児・・・被雇用・自営業】 【3歳以上児・・・被雇用・自営業】 月 60 時間以上仕事の就労を行っていること。 なお、1 日の実労働時間及び月の就労日数が、常勤程度の方を優先します。 ※時間数は、休憩時間を除く実労働時間です。	1. 就労証明書:会社等に勤務している方 もしくは自営業・農業の方 ★同居の 65 歳未満の祖母が、左記に該当する場合は、上記に該当する書類も提出。 【出生前の児童について(育児休業明けの入所のみ)】 出生前の児童の入所申込みには、就労証明書のほか母子手帳の写し(出産予定日のわかるページ)が必要。 また、出生後には確定した育児休業期間が記載された就労証明書及び出生報告書の提出が必要。 ※入所申込受付の際に、二枚目の就労証明書及び出生報告書様式を配布。
出 産	(出産前) 出産予定月の前月の月初から (出産後) 出産日から8週経過後の日が属する月の末日までの期間	1. 出産・傷病等申立書 《添付書類》母子手帳の写し(出産予定日がわかる部分)

形態	入 所 基 準	提 出 書 類
疾病等	児童の父母が疾病又は心身に障害がある場合 ① 疾病…入院又は一般療養 ② 障害…児童を保育できない程度の場合	1. 出産・傷病等申立書 《添付書類》下記のいずれか A 医師による診断書 B 障害者(身体・精神・療育)手帳の写し C 介護保険被保険者証の写しと 介護サービス計画書の写し D 入院説明書等 ★同居の 65 歳未満の祖母が、左記に該当する場合は、上記に該当する書類も提出。
疾病の介護等	児童の家庭内に長期にわたる病人又は心身に障害を有する者が常時介護を必要とし、その介護をする場合	
付 添	発達支援事業所等で保護者の付添いが必要とされている場合	1. 事業所契約書 2. 受給者証等
就 学 ・ 職業訓練	① 高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校に就学する場合 ② 年間を通じ、国家資格(受験資格含む)取得のため就学する場合 ③ 月あたり 15 日以上、就労に必要な資格取得等のため就学する場合	【1～3の書類を提出してください】 1. 就学証明(学校長等が発行するもの) 2. 受講決定通知等の写し 3. 授業スケジュールの写しに学校長等の証明付のもの
家庭の災害	児童の家庭が災害等でその復旧にあたっている場合	1. 申立書 2. リ災証明等
求職中 ※短時間認定	求職活動中の場合 入所可能期間 (月の初日から数えて 90 日経過後の日が属する月の末日までの期間) ※90 日経過後の日が属する月の 20 日までに就労証明書又は退所届を提出してください。	1. 申立書 2. 児童課が提出を求める書類
育児休業 (3歳以上児) ※短時間認定 育児休業 (2歳児) ※継続入所の 場合のみ ※短時間認定	育児・介護休業法に基づく育児休業を取得しており入所が必要であると認める場合(継続入所含む) 育児・介護休業法に基づく育児休業を取得しており継続入所が必要であると認める場合	1. 就労証明書
その他	町長が特に保育に欠けると認めた場合	
		1. 申立書 2. 児童課が提出を求める書類

保 育 所 入 所 選 考 基 準

○選考順位は、次の表から判定・算出される点数合計の高い順の世帯から決定します。

1 基準点数 ※時間数は、休憩時間を除く実労働時間です。

① 入所選考基準				点数		確認書類等
区 分		形 態		父	母	
被雇用	常勤	1 か月間の勤務が 140 時間以上（短時間勤務取得後 7.0 時間以上の勤務時間含む）		10	10	就労証明書 給与明細 等
		短時間勤務等を取得して勤務時間が 7.0 時間未満の場合		9	9	
	非常勤	1 か月間の勤務が 140 時間以上		9	9	
		1 か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満		8	8	
		1 か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満		7	7	
		1 か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満		6	6	
1 か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満		5	5			
自営業 ※農業含む	中心者	1 か月間の勤務が 140 時間以上		9	9	
		1 か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満		8	8	
		1 か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満		7	7	
		1 か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満		6	6	
		1 か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満		5	5	
	専従者	1 か月間の勤務が 140 時間以上		8	8	
		1 か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満		7	7	
		1 か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満		6	6	
		1 か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満		5	5	
		1 か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満		4	4	
内職	1 か月間の勤務が 140 時間以上		6	6	就労証明書	
	1 か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満		5	5		
	1 か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満		4	4		
	1 か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満		3	3		
	1 か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満		2	2		
出産		出産予定月の前月の月初から出産日から 8 週経過後の日が属する月の末日までの期間		-	10	申立書 母子手帳
疾 病 ・ 障 害	疾病	入院		10	10	申立書 診断書
		通院	週 4 日以上に通院が必要な期間、又は医師の診断により保育できないと認められた期間	8	8	
		居宅療養	医師の診断により保育できないと認められた期間	7	7	
	障害	肢体体幹障害 1・2 級所持者で保育ができないと認められた者		9	9	申立書 障害者（身体・精神・療育）手帳の写し等
		視覚障害 1・2 級所持者で保育ができないと認められた者		9	9	

	障害	その他の身体障害、知的障害又は精神障害のため、保育できないと認められる者	7	7	
看護・介護等	入院付添	同居の親族(別居の親族で他に親族のいない場合を含む)に週4日以上付添いを行う場合 (小児患者、知的障がい等を有する患者、その他病状・急変時等患者への付添い)	9	9	申立書 診断書 介護保険証 計画書(ケアプラン)等
		別居親族に週4日以上付添いを行う場合	5	5	
	居宅看護・介護	同居の親族(別居の親族で他に親族のいない場合を含む)に常時身体介護を行う場合	7	7	
		別居の親族に常時身体介護を行う場合	4	4	
		別居の親族の家事援助を行う場合	2	2	
	付添	発達支援事業所等で保護者の付添いが必要とされている場合	8	8	事業所契約書 受給者証等
	災害	災害復旧に当たっている期間	10	10	り災証明
	就学・職業訓練	・高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校に就学する場合 ・年間を通じ、国家資格(受験資格含む)取得のため就学する場合	7	7	就学証明 受講決定通知等
		1月あたり15日以上、就労に必要な資格取得のため就学する場合	5	5	
		ひとり親家庭の場合	7	7	
	虐待・遺棄・要保護他	児童相談所等からの依頼による場合	10	10	意見書等
	求職中	求職活動を行っている場合 月初から90日経過後の日が属する月の末日までの期間	1	1	申立書
	育児休業 (3歳以上児のみ)	育児・介護休業法に基づく育児休業を取得しており、入所が必要であると認める場合	1	1	就労証明書
① 基準点数					

- 注) 1. 複数の項目に該当する場合は、点数の高いものを基準点とする。
2. 「家庭外労働」の場所の範囲には、居住する居宅敷地内の別棟の作業場を含む。
3. 常時ではない看護・介護は行っている時間のみを実施にあたる時間とし、それにあたる時間についてのみ点数算定する。

2 個人調整点数 (次にあてはまる場合は点数を加減します)

個人調整基準	形 態		父	母	確認書類
	東浦町内の保育所・児童館等で月 60 時間以上勤務するもの		+1	+1	就労証明書
	東浦町外の保育所等で月 60 時間以上保育業務にあたるもの		+0.5	+0.5	就労証明書
	非常勤で親族の経営する職場に勤務		-1	-1	就労証明書
	被雇用者・ 内職	収入月額が 3 万円未満	-1	-1	源泉徴収書・所得申 請書・支払明細等
		収入月額が 1 万円未満	-2	-2	
	自営・農業	事業の中心者が児童の父母以外	-1	-1	申立書・所得申告書
		家庭内で行う自営業	-1	-1	就労証明書
②個人調整点数					

③ 調整後基準点数 (①+②)	父	母

④ 平均基準点数 (③の合計) / 人数	
-------------------------	--

3 世帯調整点数（「④平均基準点数」に、次にあてはまる場合には点数を加減します）

世帯調整基準	形 態		点数	確認書類
	生活保護世帯		+ 2	保護決定通知等
	ひとり親世帯で保育者が他にない世帯		+ 2	遺児手当通知等
	ひとり親世帯で他に保育者となる親族がいる世帯		+ 1	遺児手当通知等
	同居の祖母（6 5歳未満）が入所基準（5点以上7点未満）に該当している場合		- 1	就労証明書等
	同居の祖母（6 5歳未満）が入所基準（1点以上5点未満）に該当している場合		- 2	就労証明書等
	同居の祖母（6 5歳未満）が入所基準に該当しない場合		- 3	
	保育料を正当な理由なしに滞納している場合		- 5	
	兄弟姉妹が町立保育園及び児童発達支援事業所等に 通う場合 （兄弟姉妹の年齢の点数を加点。注） （幼稚園、認定子ども園への通園は除く）	5歳	+0.1	入園申込書、保育園児の兄姉が町立 保育園以外の施設 に通園・利用して いる申出書等
		4歳	+0.1	
3歳		+0.2		
2歳		+0.5		
1歳		+0.6		
0歳		+0.8		
⑤世帯調整点数				

注）当該入園希望児童の年齢の点数が加点されることではないことに注意ください。

4 入所調整選考点数（「④平均基準点数」に、父又は母の点数のうち低い点数を加点します。）

入所選 考点数	形 態	点数	確認書類
	「③調整後基準点数」で父又は母のいずれか低い者の点数	×1/10	就労証明書等保育の実施基準証明書
⑥入所調整選考点数			

5 点数計算式

- I (父 (①基準点数+②個人調整点数=③調整後基準点数) +母 (①+②=③)) ÷人数=④平均基準点数
 II ⑤世帯調整点数+⑥入所調整選考点数
 III I + II =⑦決定点数

点数	I				II		III
	①基準点数		②個人調整点数	③調整後基準点数	④平均基準点数 (父③+母③) / 人数	⑤世帯調整点数	⑥入所調整選考点数
	父						⑦決定点数 ④+⑤+⑥
	母						

6 同一点数時の優先順位

上記5「⑦決定点数」が同点の場合及び定員に対し申込数が超過した場合は、以下の優先事項を考慮して決定します。

生活保護世帯	ひとり親世帯で同居の祖父母等無し
同時入園が双子以上の世帯	ひとり親世帯で同居の祖父母等有り
小学校区	その他町長が世帯状況等を勘案し、必要と認めた事項
通勤時間を含めた拘束時間	

(保育園等一覧)



	園 名	電話番号 [0562]	住 所	入園対象児童				平日保育時間			土曜日保育	祝日保育
				0歳児から (6カ月以上)	1歳児から	2歳児から	3歳児から	通常 午前8時から夕方4時まで	早期 午前7時半から	延長 午後6時まで 午後7時まで		
公 立	森岡保育園	83-2463	森岡字岡田 74				●	●				
	森岡西保育園	83-7733	森岡字森の里 84		●	●	●	●	●	●		
	緒川保育園	83-2325	緒川字笠松 50-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	緒川新田保育園	34-2563	緒川字肥後原 1-28	●	●	●	●	●	●	●		
	石浜保育園	83-1100	石浜字白山 1-3	●	●	●	●	●	●	●	●	
	石浜西保育園	83-6612	石浜字三本松 1-1		●	●	●	●	●	●		
	生路保育園	83-2367	生路字梨ノ木 62-2				●	●	●	●		
	藤江保育園	83-2464	藤江字仏 131		●	●	●	●	●	●		
私 立	夢ハウス めどっこ保育園	85-1660	緒川字栄 39-1	★	●	●		●		●	●	★
	あしたがすき保育園	57-7779	石浜字吹付 2-194	▲	●	●	●	●	●	●	●	
	幼保連携型認定こども園 東ヶ丘幼稚園	83-6465	緒川字東仙台 8-5	●	●	●	●	◆	●	◆	◆	

【注意】

- ① 入園対象児童年齢は令和7年4月1日現在の年齢です。
 - ② 定員を上回った場合、希望する園に入園できないことがあります。その場合は、空きのある園等へ入園していただきます。
 - ③ 祝日保育(振替日含む)は、ゴールデンウィーク(4月29日、5月3日から6日)と年末年始(12月29日～1月3日)は実施しません。
 - ④ 延長保育・祝日保育を利用される「保育認定児」の希望者は、利用申請と使用料負担が必要です。
 - ⑤ 祝日保育は弁当持参となります。
 - ⑥ 平日に利用される予定の園が土曜日・祝日保育を行っていない場合は、実施園(緒川、石浜保育園)へ通うことになります。申し込みは利用される予定の園を通じて行ってください。
 - ⑦ 夢ハウスめどっこ保育園、あしたがすき保育園、東ヶ丘幼稚園に在籍する児童は公立保育園の祝日保育は利用できません。
- ★ 夢ハウスめどっこ保育園は生後 57 日目から受け入れ可能。また、土曜日は午前8時から午後7時までの開所となります。
- ▲ あしたがすき保育園は生後 57 日目から受け入れ可能。
- ◆ 東ヶ丘幼稚園は平日の通常保育は、8:30～16:30 の開園、延長保育は 18:30 まで、土曜日は 7:30～16:30 の開園です。

●令和7年度の保育園等保育料（制度変更等により、内容が変更する場合があります。）

4～8月分の保育料は、令和6年度の町民税の課税状況により決定し、9月分以降は令和7年度の町民税の課税状況により決定します。

表1 保育料月額（基準額表） 令和6年8月1日現在

階 層			3号認定	
			0歳児	1・2歳児
			標準時間認定（短時間認定）	
1	1階層を除き、 現年度分(保育料4月分から8月分までは、 前年度分)の町民税課税の世帯であって、その町民税額が次の区分に該当する世帯	生活保護等世帯	0 (0)	0 (0)
2		町民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)
3		町民税所得割非課税世帯	7,900 (3,900)	7,700 (3,700)
4		町民税所得割課税額 48,600 円未満	9,600 (5,600)	9,200 (5,200)
5		48,600 円以上 71,000 円未満	17,200 (13,200)	16,400 (12,400)
6		71,000 円以上 97,000 円未満	25,300 (21,300)	24,400 (20,400)
7		97,000 円以上 169,000 円未満	34,900 (30,900)	34,000 (30,000)
8		169,000 円以上 207,000 円未満	42,500 (38,500)	41,600 (37,600)
9		207,000 円以上 301,000 円未満	43,600 (39,600)	42,800 (38,800)
10		301,000 円以上	47,500 (43,500)	46,600 (42,600)

【3歳以上児(4月1日時点)の保育料について】
「幼児教育・保育の無償化」の実施により、保育料は0円です。
※祝日保育料は標準時間認定児、短時間認定児ともに有料
※標準時間認定児における延長保育料は無料、短時間認定児における延長保育料は有料

注1 2階層から10階層における税額の算定には都道府県、市町村又は特別区、共同募金会、日本赤十字社、市町村の条例に定める住民の福祉に寄与するものに対する寄付金への税額割除、外国税額割除、配当割除又は株式等譲渡所得割除、配当割除、退職金及び住宅借入金等特別割除は適用されません。
注2 平成30年度より県から指定都市への税源移譲が行われておりますが、保育料は税源移譲前の市民税を用いて計算します。
注3 2歳児が年度途中で3歳になった場合でも、年度末までは2歳児の保育料をご負担いただきます。

表2 兄弟入所の保育料軽減

世帯区分	園児区分	保育料額 (10 円未満は切り捨て)
(1) 下記(2)、(3)以外の世帯で 保育園等に兄弟同時入所している世帯 (第1階層の世帯を除く)	ア 最も年齢の高い児童(最も年齢の高い児童と同じ年齢の児童が1人以上いる場合にあっては、そのうちの1人に限る。以下、(2)ア及び(3)アにおいて同じ。)	表1に定める額
	イ 2番目に年齢の高い児童	表1に定める額の 1/2
	ウ 上記ア・イ以外の児童	0円
(2) 所得割課税合算額 57,700 円未満の多子世帯	ア 保育園入園児が第1子に該当する場合	表1に定める額
	イ 保育園入園児が第2子に該当する場合	表1に定める額の 1/2
	ウ 保育園入園児が第2子に該当し、アに該当する兄弟と同時に入所している場合	0円(標準時間認定者は2,000 円)
	エ 保育園入園児が第3子以降に該当する場合	0円
(3) 所得割課税合算額 77,101 円未満のひとり親世帯等	ア 保育園入園児が第1子以降に該当する場合	0円

注1 就学前の兄弟が町立保育園ではなく、幼稚園・認定こども園に通園している場合、または特別支援学校幼稚園、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、児童心理治療施設通所部、家庭的保育事業、及び企業主導型保育事業等を利用している場合も兄弟減額の対象となります。(要届出。)
注2 0,1,2 歳児の園児について、18 歳未満の兄弟姉妹がいる場合で年齢が上から数えて第三子以降のときは、保育料は0円となります。※表2(2)、(3)以外の世帯のみ(要届出。届出がない場合は適用されません。)
注3 平成28年4月から、多子世帯等に係る保育料軽減対象を拡大しました。表2(2)及び(3)に該当する場合の多子計算は、生計を一にし、保護者に監護されている者(例:中学生や小学生の兄弟等)を、年齢が高い順に「第1子」、「第2子」と数え、保育園入園児が該当する児童順位に応じた保育料を徴収します。
※表2(1)に該当する世帯は通常通り保育園に入園している園児の人数で多子計算の算定を行います。

○延長・祝日保育料（延長保育・祝日保育の利用料は、通常保育料が無料の場合でも必要となります。）

区分	利用時間	3歳未満児	3歳以上児
月～土曜早朝	午前7時30分～午前8時	無料(申請のみ)	
月～土曜延長※ (短時間保育認定者)	午後4時～午後5時	月額 1,000 円	
	午後4時～午後6時	月額 2,000 円	
	午後4時～午後7時	月額 4,000 円	
祝日保育	午前7時30分～午後4時	日額 2,000 円	日額 1,000 円
	午前7時30分～午後6時	日額 2,500 円	日額 1,500 円

※1階層世帯、2階層世帯、表2(1)ウに該当する児童は0円となります。
※表2(1)イに該当する短時間認定の児童の延長保育料は午後7時までの利用の場合、月額2,000 円となります。
※表2(2)及び(3)に該当する児童の延長保育料は保育料の軽減割合に準じ、それぞれ1/2 または無料となります。(表2(2)ウの場合のみ1/2 とする)
※表2の注2に該当する児童の延長保育料は0円となります。
※夢ハウスめぐり保育園、あしたのすき保育園、東ヶ丘幼稚園の早朝・延長保育料は各施設にお問い合わせください。

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書【記入例】

令和6年10月〇〇日

保護者氏名 東浦 太郎

(あて先) 東浦町長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る小学校 就学前子ども	氏名	生年月日	性別	保護者との 続柄	令和6年4月1日 現在年齢
	(ふりがな) ひがしうら じろう 東浦 二郎	令和〇年5月5日	男 女	子	3歳
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
保護者 住所・連絡先・ 生年月日	(住所) 東浦町大字緒川字政所 20 番地ハイツ東浦 101 号 (電話番号) 0562-83-3111	(生年月日) 平成2年1月1日	保育認定は「有」に○。 教育認定は「無」に○。		
保育の希望の有無 ※1	有：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 無：幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等との併願を除く)				
認定番号	() ※既に支給認定を受けている場合に記入				

(※1) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

また「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

①保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入してください

続柄	必要とする理由	備考
父	☒ 就労 ☐ 疾病、障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他	必要とする理由にチェックを入れる。 教育認定申請者はチェック不要。
母	☒ 就労 ☐ 妊娠、出産 ☐ 疾病、障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ その他	

②世帯の状況

区分	氏名	続柄	生年月日	職業又は学校名	前年度の市町村 民税課税の有無	備考
児童の世帯員	(ふりがな) ひがしうら たらう 東浦 太郎	父	H2. 1. 1	× ×会社	有 無	
	個人番号					
	(ふりがな) ひがしうら はなこ 東浦 花子	母	H2. 2. 2	〇〇食品	有 無	
	個人番号					
	(ふりがな) ひがしうら いちろう 東浦 一郎	兄	HO. 7. 7	緒川保育園 年長	有 無	
	個人番号					
	(ふりがな)					
個人番号						
	(ふりがな)					
個人番号						
生活保護適用の有無		非該当・該当 (年 月 日保護開始)				

③利用を希望する期間、希望する施設(事業者名)

利用を希望する期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで		
希望する利用曜日・時間(※2)	利用曜日	利用時間	
	日 月 火 水 木 金 土 祝	8時30分から17時00分まで	
利用を希望する施設(事業者) 名	施設(事業者)	希望理由	事業者番号(※3)
	第1希望 緒川保育園	家から近いから	
	第2希望 石浜保育園	家から2番目に近いから	
	第3希望 森岡西保育園	家から3番目に近いから	
認定区分の希望 ※保育の利用希望がある場合 のみ記載	☐ 保育時間標準時間認定を希望(1日最大11時間の保育利用が可能。) 注1: 月120時間以上の就労の場合又は就労以外の事由で保育が必要な場合。 ☒ 保育短時間認定を希望(1日8時間の保育利用が可能) 注1: 月60時間以上120時間未満の就労の場合又は就労以外の事由で保育が必要な場合。 注2: 標準時間設定に該当する方も、短時間認定を希望することは可能です。希望する保育時間によって選択してください。 注3: 利用できる保育時間以上の時間帯を利用する場合は、別途延長保育料がかかる場合があります。		

(※2)幼稚園等を経由して町に提出する場合は記入不要です。

(※3)町記載欄のため、申請時に記入は不要です。

※利用時間は送迎を含め、保育園の利用時間を記入してください。

④税情報等の提供にあたっての署名欄

町が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 東浦 太郎

※利用を希望する曜日に○をつける。

※利用希望開始日は

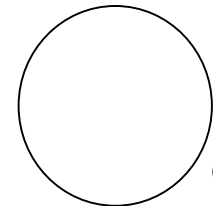
- ・通常入園の方
令和7年4月1日から
- ・育児休業明け入園の方
育児休業明けの日から

※利用終了日は小学校就学前までの期間を記入してください。

- ・5歳児令和8年3月31日まで
- ・4歳児令和9年3月31日まで
- ・3歳児令和10年3月31日まで
- ・2歳児令和11年3月31日まで
- ・1歳児令和12年3月31日まで
- ・0歳児令和13年3月31日まで

注のとおり、保護者の就労時間により「標準時間認定」か「短時間認定」を選択し、レ点を記入してください。
標準時間認定については、基本保育時間が午前8時から午後7時までとなりますので、1日11時間保育を利用するための保育料を徴収します。短時間認定については、基本保育時間が午前8時から午後4時までとなりますので、1日8時間の保育のための保育料を徴収します。短時間認定を選択された方で午後4時以降の延長保育を利用される方は別途延長保育料を徴収します。
※詳細はP2を参照してください。
※教育認定申請者はチェック不要。
※あしたがすき保育園への入園希望者で標準時間認定選択可能な場合(父母ともに就労時間が月120時間以上等)は、標準時間認定を選択してください。

前年度の市町村民税の課税状況に応じて○をつける(前年度、扶養に入っていた方は無となる)



令和7年度 保育所入所申込書

(兼保育児童台帳)※認定こども園についても利用調整のため本申込書を提出してください。

事務処理欄		
新規	継続	転
申込時	保育	教育

東浦町長殿

保育所への入所について次のとおり申し込みます。

なお、必要な場合には、東浦町において市民税・町民税に関する課税資料(必要に応じ世帯分を含む。)、住民基本台帳、生活保護受給状況、障害の種類及び程度に関する資料、児童扶養手当、町遺児手当に関する資料を確認されることに同意します。

また、施設・事務所に必要に応じ情報提供することに同意します。

申 込 年 月 日		令和7 年 10 月 10 日			
保 護 者	住 所	東浦町大字緒川字政所20 ハイツ東浦			
		街区 棟 101号			
	フリガナ	ヒガシウラ タロウ			
	氏 名	東 浦 太 郎			
電 話	父	090-××××-××××		発信の 優先順位	2
	母	090-××××-××××			1

フリガナ	ヒガシウラ ジロウ	令和7年4月1日現在	生年月日	性別	兄 弟 入 所		
入所申込 児 童 名	東 浦 二 郎	3 歳	平成・令和 3・5・5	男 ・ 女	児童名	一 郎	5 歳
					児童名		歳

※兄弟入所の年令は令和7年4月1日現在です。

入 所 希 望 保 育 所 名		第1希望		緒川保育 園		希望理由		家から近い	
		第2希望		石浜保育 園		希望理由		家から2番目に近い	
		第3希望		森岡西保育 園		希望理由		家から3番目に近い	
入 所 希 望 期 間		令和7 年 4 月 1 日 から 令和10 年 3 月 31 日 まで							
慣らし保育期間 ※4/2以降入所の 育休明け入所所のみ		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで							
入 所 を 希 望 す る 具 体 的 理 由		例1 両親、祖母とも家庭外で働いているため。(保育認定児の場合) 例2 集団生活に慣れさせるため。(教育認定児の場合)							
児 童 の 世 帯 員	氏 名	続柄	生年月日	勤務先・学校(緊急連絡先)		電 話			
	東 浦 太 郎	父	H2・1・1	××会社		1234-56-7890			
	花 子	母	H2・2・2	専業主婦		090-1234-1234			
	一 郎	兄	H30・7・7	緒川保育園 年長					
	冬 子	祖母	S40・4・4	△△会社		0987-65-4321			
	夏 男	祖父	S36・3・3	農 業		83-××××			
令和6年1月1日 に住んでいた所		☐ 現在と同じ ☒ 前住所 愛知 県 半田 (市)・町		令和7年1月1日 に住んでいた所		☒ 現在と同じ ☐ 前住所 県 市・町			
関 係		氏 名	住 所			備 考			
父 方	祖 父	東 浦 夏 男	東浦町大字緒川字政所 20 ハイツ東浦 101 号						
	祖 母	冬 子	"						
母 方	祖 父	森 岡 秋 夫	半田市東洋町1丁目1						
	祖 母	春 美	"						

※ 以下の世帯に該当する方は、□にレを記入してください。

☐生活保護世帯 ☐ひとり親世帯 ☒在宅障害児(者)のいる世帯

☐遠方に生計を一にする被監護者がいる場合

提出日を記入してください。

住所は、号棟まではっきりと記入してください。なお、転入予定の方で、転入先住所が分かっている場合は東浦町の住所を記載し、未定の方は転入前の住所を記載してください。

入園調整等で児童課から発信する際の優先順位を数字で記入してください。

兄弟で保育園に入所する児童がある場合に記入してください。

令和7年4月1日現在の年齢を記入してください。

5歳(平31.4.2~令2.4.1生)1年保育

4歳(令2.4.2~令3.4.1生)2年保育

3歳(令3.4.2~令4.4.1生)3年保育

2歳(令4.4.2~令5.4.1生)4年保育

1歳(令5.4.2~令6.4.1生)5年保育

0歳(令6.4.2~)6年保育

希望する保育園を3園とその理由を記入してください。

小学校就学前(卒園)までの期間

5歳(令和8.3.31)1年保育

4歳(令和9.3.31)2年保育

3歳(令和10.3.31)3年保育

2歳(令和11.3.31)4年保育

1歳(令和12.3.31)5年保育

0歳(令和13.3.31)6年保育

0~2歳児の育休明け入所の場合、復職日の最大2週間前から慣らし保育を希望できます。(東ヶ丘幼稚園とめどっこ保育園は最大1週間)

具体的な保育実施理由を記入してください。また、教育認定児の場合も具体的に記入してください。

住民票にとらわれることなく、実際に生計を共にしている家族全員を記入してください。また、自宅以外で就労している方は、勤務先の電話番号(緊急連絡用)を記入してください。

保育料の算定に関係しますので、令和6・令和7年1月1日に住んでいた所を記入してください。

別居・同居のいずれの場合も必ず記入してください。

階層認定に必要となりますので、該当する世帯の方は必ず記入し、「世帯状況届出書」を合わせて提出してください。また、提出後に変更があった場合は、必ず役場児童課まで連絡してください。

記入例

就労証明書

東浦町長 宛

証明日	西暦	2024	年	10	月	2	日
事業所名	株式会社〇〇						
代表者名	代表取締役 生路 三郎						
所在地	東浦町大字森岡字前田×番地						
電話番号	0562	—	83	—	〇〇〇〇		
担当者名	総務課 〇〇 〇〇						
記載者連絡先	0562	—	83	—	〇〇〇〇		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																																					
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☒ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																																					
2	フリガナ 本人氏名	ヒガシウラ ハナコ 東浦 花子 生年月日 1995 年 2 月 2 日																																																																																					
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2016 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																																																																																					
4	本人就労先事業所	名称 株式会社〇〇 住所 東浦町大字森岡字前田×番地																																																																																					
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																																					
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計 時間</td><td>月間</td><td>160</td><td>時間</td><td>0</td><td>分</td><td>(うち休憩時間</td><td>1200</td><td>分)</td></tr> <tr> <td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☒</td><td></td><td>一ヶ月当たりの就労日数</td><td>月間</td><td>20</td><td>日</td><td>一週当たりの就労日数</td><td>週間</td><td></td><td>日</td></tr> <tr> <td colspan="17">平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)</td></tr> <tr> <td colspan="17">土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td></tr> <tr> <td colspan="17">日祝 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)</td></tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	160	時間	0	分	(うち休憩時間	1200	分)	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒		一ヶ月当たりの就労日数	月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間		日	平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)																	土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																	日祝 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)																
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	160	時間	0	分	(うち休憩時間	1200	分)																																																																							
☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒		一ヶ月当たりの就労日数	月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間		日																																																																							
平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)																																																																																							
土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																																							
日祝 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)																																																																																							
	就労時間 (変則就労の場合)	<table> <tr> <td>合計時間</td><td>☐ 月間 ☐ 週間</td><td>時間</td><td>分</td><td>(うち休憩時間</td><td>分)</td></tr> <tr> <td>就労日数</td><td>☐ 月間 ☐ 週間</td><td>日</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td colspan="6">時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td></tr> </table>	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間	時間	分	(うち休憩時間	分)	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間	日					主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																						
合計時間	☐ 月間 ☐ 週間	時間	分	(うち休憩時間	分)																																																																																		
就労日数	☐ 月間 ☐ 週間	日																																																																																					
主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																																						
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table> <tr> <td>年月</td><td>2024</td><td>年</td><td>7</td><td>月</td><td>年月</td><td>2024</td><td>年</td><td>8</td><td>月</td><td>年月</td><td>2024</td><td>年</td><td>9</td><td>月</td></tr> <tr> <td>21</td><td>日</td><td>月</td><td>168</td><td>時間</td><td>月</td><td>19</td><td>日</td><td>月</td><td>152</td><td>時間</td><td>月</td><td>20</td><td>日</td><td>月</td><td>160</td><td>時間</td><td>月</td></tr> </table>	年月	2024	年	7	月	年月	2024	年	8	月	年月	2024	年	9	月	21	日	月	168	時間	月	19	日	月	152	時間	月	20	日	月	160	時間	月																																																				
年月	2024	年	7	月	年月	2024	年	8	月	年月	2024	年	9	月																																																																									
21	日	月	168	時間	月	19	日	月	152	時間	月	20	日	月	160	時間	月																																																																						
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																					
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2023 年 7 月 1 日 ~ 2025 年 5 月 4 日																																																																																					
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																					
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2025 年 5 月 5 日																																																																																					
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 5 月 5 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 30 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分)																																																																																					
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無																																																																																					
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無 ☐ 未定																																																																																					
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☒ 否																																																																																					
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☒ 否																																																																																					
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																					
18	備考欄	年2回祝日勤務(9:30~16:30 ※1H休憩)あり																																																																																					
19	保護者記載欄	<table> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td>東浦 太郎</td><td>2023 年 5 月 5 日</td><td>〇〇保育園</td></tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	東浦 太郎	2023 年 5 月 5 日	〇〇保育園	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日																																																																	
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																																																																																				
東浦 太郎	2023 年 5 月 5 日	〇〇保育園																																																																																					
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																				
	年 月 日																																																																																						
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																				
	年 月 日																																																																																						

【事業主の方へ】

下記①～③に該当する場合は、下記項目についても記入してください。

- ① (No.3関連) 有期雇用の方で「更新予定」がある⇒ (No.14) (雇用契約の) 満了後の更新の有無を記入
 ② (No.6関連) 変則就労の方で、土・祝日勤務がある⇒ (No.18) 備考欄に勤務の有無、頻度を記入 【例:「毎週or隔週土曜勤務(8:30~17:15)あり/年2回祝日勤務あり」等】
 ③ 恒常的に残業がある⇒ (No.18) 備考欄におおよその時間数を記入 【例:「恒常的に0.5~1時間の残業あり」等】

保育料等口座振替について

保育料（公立及びあしたがすき保育園）及び延長保育料（公立）の納入については下記のとおり口座振替にご協力をお願いします。

なお、保育料等の納入期限は月末です。

記

1 取扱金融機関（各本支店）

三菱UFJ銀行	三井住友銀行	大垣共立銀行
十六銀行	愛知銀行	名古屋銀行
中京銀行	岡崎信用金庫	半田信用金庫
知多信用金庫	碧海信用金庫	あいち知多農業協同組合

2 口座振替依頼書記入の注意（次頁参照）

- （１） 金融機関は保護者１名につき１口座のみ指定することができます。（すでに兄弟が口座振替を利用している方は同一口座を指定してください。）
- （２） 口座振替依頼書には保育料、延長保育料についてのみ記入をしてください。（児童クラブ費の欄に記入された場合は無効となります。）

3 口座振替依頼書の提出について

入園希望の保育園の日程で入所申込書等とともに提出してください。

4 口座振替日

口座振替日は月末です。（12月は25日です。）月末が休日の場合は翌営業日が振替日となります。

5 保育料等口座振替の通帳表示

保育料等を指定された金融機関から振替した場合は、通帳に次のとおり記入されますのでご確認ください。

口座振替金融機関 口座振替費目	名古屋銀行・岡崎信用金庫	三菱UFJ銀行・三井住友銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・中京銀行・半田信用金庫・知多信用金庫・碧海信用金庫・あいち知多農協
保育料	ホイクエン	ホイクエン
延長保育料	エンチョウホイク	エンチョウホイクリヨウ

6 振替口座を変更する場合

口座振替依頼書を保育園もしくは児童課で受け取り、保育園もしくは児童課へ提出してください。

変更月については、児童課にお問い合わせください。

愛知県東浦町保育料等・児童クラブ費口座振替依頼書

〔自動払込利用申込書〕

令和 6 年 10 月 16 日

金融機関 御中

東 浦 町 長 殿

住所 知多郡東浦町大字緒川字政所20 ハイツ東浦101
保護者 氏名 東 浦 太 郎 (印)

保護者の通帳の届出住所、氏名を記入し押印(1・2枚目)してください

下記保育料等については、東浦町から納付書が貴店に送付されたときは、記載の金額を口座振替により納付することにしていただきますので、下記事項を承認のうえ依頼します。

依頼内容 (いずれかに○をつけてください)	1. 新規	2. 変更	3. 廃止
-----------------------	-------	-------	-------

注1

◎口座振替を希望する項目にご記入ください。

①保育料等

入所保育園名	入所児童名	生年月日
緒 川 保育園	東 浦 二 郎	平成・令和〇〇年 5 月 5 日
緒 川 保育園	東 浦 一 郎	平成・令和△△年 7 月 7 日
保育園		平成・令和 年 月 日

注2

②児童クラブ費

加入児童クラブ名	加入児童名	生年月日
児童クラブ		平成・令和 年 月 日
児童クラブ		平成・令和 年 月 日
児童クラブ		平成・令和 年 月 日

記入しないでください

◎口座振替依頼金融機関をご記入ください。

金融機関名		預金の種類	口座番号 右からつめてご記入ください						
〇〇〇 銀行 信用金庫 農協 △△ 本・支店		1. 普通 2. 当座	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	ヒガシウラ タロウ	届出印 (印)	電話 0562-83-XXXX						
口座名義人	東 浦 太 郎								

注3

通帳届出電話番号を記入してください

- 口座振替日 納期限の日
- 預金の支払手続きについては、当座・定期約定または預金約定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金に対する支払請求書の提出などしなくても貴店所定の方法で処理されたい。
- 指定預金残高が振替日において納付書の金額に満たないときは私に通知することなく納付書を返却されても異議ありません。
- この契約は、貴店及び東浦町が必要と認めたときには、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- 預金の引落とし結果については、領収書の交付は預金通帳の記載をもって代えることについて、異議ありません。
- この口座振替契約の変更又は廃止をする場合には私から指定金融機関、東浦町あてに文書により連絡します。
- この契約について、万一紛議が生じても貴店及び東浦町には迷惑をかけません。



- 注1 兄弟が在園していない場合は「1. 新規」に○をつけてください。また、すでに兄弟が登録している場合は「2. 変更」に○をつけてください。
- 注2 令和7年4月から新たに保育園に入園する児童の他に、継続入園する児童がいる場合は、継続入園児童も含め全員を記入してください。
- 注3 口座番号については右づめで記入し、届出印欄の印鑑については必ず指定した金融機関の通帳届出印を押印してください。兄弟で入園されている場合は、同じ口座しか振替することができません。
- 注4 記載事項を訂正した場合は、訂正印（届出印）を押してください。
- 注5 記入が終了しましたら3枚目の「依頼者用」をはがし、1枚目「金融機関用」と2枚目「児童課用」を提出してください。
- 取扱金融機関 三菱UFJ銀行、三井住友銀行、大垣共立銀行、十六銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、岡崎信用金庫、半田信用金庫、知多信用金庫、碧海信用金庫、あいち知多農協